



島根県報

平成20年3月28日(金)
号外第23号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

(産業振興課)

公布された条例等のあらまし

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第29号)

1 規則の概要

- (1) 設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。(別表第1・別表第2関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第29号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則(平成13年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

雰囲気式高速昇温電気炉	1時間につき	330円
工業用微粉碎機	1時間につき	100円

を

雰囲気式高速昇温電気炉	1時間につき	330円
微粉碎機	1時間につき	620円
ジョークラッシャー	1時間につき	280円

に、

油圧サーボ式材料強度試験機	1時間につき	1,220円
プラズマ反応シミュレーションシステム	1時間につき	660円

を

油圧サーボ式材料強度試験機	1時間につき	1,220円
---------------	--------	--------

に、

走査型電子顕微鏡	1 時間につき	620円
プラズマ熱処理装置	1 時間につき	2,310円
単結晶製造評価装置	1 時間につき	2,010円

を

走査型電子顕微鏡	1 時間につき	620円
----------	---------	------

に、

電子天秤 ^{てんびん}	1 時間につき	50円
----------------------	---------	-----

を

電子天秤 ^{てんびん}	1 時間につき	50円
ICP 発光分光分析装置	1 時間につき	1,680円
レーザーフラッシュ型熱伝導率測定装置	1 時間につき	1,500円
塩水噴霧・キャス試験器	1 時間につき	160円
卓上フライス盤	1 時間につき	70円
ファンクションジェネレーター	1 時間につき	50円
精密電力増幅器	1 時間につき	150円

に改める。

別表第 2 の 6 の項中

酸化試験、よう素価試験、けん 化価試験、過酸化物価試験又は 不けん価物試験

を

よう素価試験、けん化価試験又 は純セッケン分試験

に改め、同表 9 の項

第 5 号及び第 6 号を削り、同表12の項第 4 号中

(4) 光造形システムによる造形	1 件最初の 1 時間まで (造形)	1,050円
	1 時間増すごとに	860円加算
	1 件 1 時間につき (後処理)	4,190円

を

(4) 紫外線硬化樹脂による造形	1 件 1 時間につき	2,260円
	1 件 1 時間につき (後処理)	4,350円

に改め、同表備考中「第 3

号」を「第 5 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則 (以下「改正前の規則」という。) 第 3 条の規定により島根県産業技術センター条例 (平成13年島根県条例第49号) 第 3 条第 1 項の承認の申請をしている者に係る使用料及び手数料並びに改正前の規則第 8 条第 1 項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。